

国指定小笠原群島鳥獸保護区
小笠原群島特別保護地区
指定計画書（案）

平成21年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小笠原群島特別保護地区

(従来の小笠原諸島特別保護地区から名称を変更する)

(2) 特別保護地区の区域

小笠原群島鳥獣保護区のうち、聳島列島の島しょの区域、父島列島の父島の一部（字扇浦22番2の西端を起点とし、同所から都道240号線を北進し、連珠谷国有林19林班へ、小班の西端から直線で南方150mの地点に至り、同所から字扇浦20番7の南西端に至り、同所から国有林の境界線を南進し字扇浦21番の南東端に至り、同所から直線で字扇浦21番2の北西端に至り、同所から国有林の境界線を南進し字扇浦21番2の南東端に至り、同所から南方に直線で字扇浦22番2の北端に至り、同所から国有林の境界線を西進し起点に至る線に囲まれた区域、字扇浦30番1、同30番2、同31番1、同33番5、同33番6、同33番7、同33番8、同33番39、同61番、同62番、同63番、同64番1、同65番、同66番、同68番1、同70番、同71番、同72番、同73番、同75番、同76番、同77番、同101番、同103番、同104番、同105番、同106番、同107番、同108番、同115番、同116番、同117番、同125番1、字二子4番1（字二子3番1と字扇浦69番との道路と平行する境界線の延長線より北の区域に限る）、同7番2、同8番3、同8番4、同9番2、同13番2、同24番2、同30番（字扇浦73番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る）、字小曲3番7、同4番7、同5番2、同5番3、同7番1、同8番1、同9番1、同10番1、同10番3、同11番1、同12番1、同12番2、同13番、同14番、同15番、同16番、同17番、同18番、同19番、同20番、同21番、同22番、同37番1、同38番1、同38番3、同39番1、同75番、同76番1、同77番1の区域に限る。ただし道路を除く。）、南島及び同島に属する島しょの区域並びに母島列島のうち向島、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姉島並びにこれらの島に属する島しょの区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地

(5) 特別保護地区の指定目的

小笠原群島は、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになっことがない海洋島で、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。鳥類については、陸鳥で

は、過去に繁殖していた6種はすでに絶滅しており、現在繁殖している陸鳥は9種である。このうち、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワは生息個体数が少なく、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に分類され、絶滅が危惧されている。このほか、世界的な珍鳥とされる固有種で特別天然記念物に指定されているハハジマメグロが繁殖している。海鳥では、コアホウドリ、オーストンウミツバメ等の希少な海鳥類が繁殖しているほか、クロアシアホウドリ、カツオドリ、オナガミズナギドリ等が集団で繁殖している。

哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に分類され、絶滅が危惧されている。特に父島扇浦地域においては、毎年冬季にほぼ全ての個体が集まり、集団でねぐらを形成していることから、本種の安定した生息のためには当該ねぐら形成域の保全が重要となっている。

これら希少鳥獣の生息地及び繁殖地として特に重要な区域について、引き続き鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定するとともに、オガサワラオオコウモリの冬季集団ねぐら形成域及びその周辺地域を新たに特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2) 鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3) オガサワラオオコウモリの冬季ねぐら形成域及びその周辺について、関係地方公共団体とも連携協力し、土地所有者、農業関係者、観光業者等と共存・調整を行いながら適切な保全を図る。
- 4) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

() : 拡大前面積

総面積 1,345ha (1,331ha)

内 訳

ア 形態別内訳

| | |
|-----|-------------------|
| 林野 | 1,341ha (1,331ha) |
| 農耕地 | 4ha (-ha) |
| 水面 | -ha |
| その他 | -ha |

イ 所有者別内訳

国有地 1,255ha (1,253ha)

| | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| 国有林 | 869ha | 財務省所管 | 386ha |
| | (868ha) | | (385ha) |
| 国有林以外の国有地 | 386ha | 環境省所管 | 0ha |
| | (385ha) | | |

地方公共団体有地 6ha (-ha)

私有地等 84ha (78ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

自然公園法による地域 1,331ha

文化財保護法による地域 -ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、小笠原群島のうち北之島、中ノ島、笹魚島、聳島、針之島、媒島、嫁島、父島の一部、南島、向島、鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姪島である。

イ 地形、地質等

当該区域は、海洋性島孤の形成過程をマグマ組成の変化や火山活動の位置の変化により、観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科を欠落し、シダ植物の割合が高く、固有種が多いという特徴が見られる。また、オセアニア系、東南アジア系、本州系など多様な起源の種が混在している。

エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類は少なく、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみである。このほか移入動物で野生化したものに、ヤギ、ネコ、ネズミ類がある。ヤギによる自然環境への影響は特に問題になっており駆除が進められている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

父島では、野生化したヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ヤギを駆除している。

また、オガサワラオオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類、観葉植物への食害が発生し、天然記念物の保護と、農業被害防止の両立が問題になっている。この他、クマネズミ、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特に平成6年より狩猟鳥獣としての捕獲が禁止されたヒヨドリの被害が目立っている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 3本 |
| (2) 案内板 | 12基 |
| (3) その他(解説板) | 1基 |